

サービス付き高齢者向け住宅に対する融資のあり方に係る調査事業を
実施する者の公募について

平成23年8月9日

国土交通省住宅局長 川本 正一郎

次のとおり、サービス付き高齢者向け住宅に対する融資のあり方に係る調査事業を実施する者の募集について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名

サービス付き高齢者向け住宅に対する融資のあり方に係る調査事業

(2) 事業目的

サービス付き高齢者向け住宅は、一般の賃貸住宅と異なり、ハード面においては、一般に台所・浴室等が共用部分に設置されている等の特殊性があるほか、ソフト面においては、運営主体が医療・福祉法人を含む様々な主体である等の特殊性がある。また、同住宅に対する需要は、地域における人口構造等によって異なると考えられ、こうした地域性が事業の採算性や同住宅に対する融資の償還確実性に大きく影響する可能性がある。このため、同住宅に対して融資を実施するにあたっては、これらの特殊性・地域性等を考慮した審査を実施する必要がある。

本事業は、関係機関へのヒアリング等を通じて、事業成否のポイントや審査のポイントについて情報収集・分析を行い、サービス付き高齢者向け住宅に対する融資のあり方を示すことにより、事業者が円滑に資金調達を行い、高齢者等居住安定化推進事業における事業実施を促すことを目的とする。

(3) 事業内容

サービス付き高齢者向け住宅に対する融資が円滑に実施されるよう、事業者の視点から見た事業成否のポイント及び金融機関の視点から見た審査のポイントに係る情報収集・分析を実施する。

(4) 事業期間

事業期間は以下のとおり予定している

平成23年8月下旬 ～ 平成24年3月31日

2. 対象事業者の要件

(1) 公平性及び中立性に関する要件

以下の要件を全て満たす事業者とする。

- 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。
- 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

(2) 技術能力に関する要件

○ 平成13年度以降に完了した業務において、高齢者向けの住宅及び住宅融資等に係る業務実績を1件以上有する技術者を2名以上配置した業務実施体制であること。

(3) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

○ 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局等

①担当部局 国土交通省 住宅局 安心居住推進課 高齢者住宅企画係

②住所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3

③電話 03-5253-8111 (内線 39-855)

④F A X 03-5253-8140

⑤電子 mail shimamura-y2vv@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 平成23年8月9日から平成23年8月17日

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

①期限 平成23年8月18日18時00分まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局へ、持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合は3部、電送又は電子メールの場合は1部。(電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。)

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

・使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)

「Just System 一太郎 2009」「Microsoft Word2007」「Microsoft Excel2007」「Adobe acrobat Reader9」以前の形式に限る。

・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること

・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は3.(1)に同じ。

(3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。

(6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があ

った場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった申込書は原則破棄する。なお、返却を希望する場合はその旨を申込書提出の際に申し出ること。

(7) 詳細は説明書による。